■令和7年度　小樽市障がい児・者支援協議会運営体制

全体会

（設置目的）地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を図る。

（検討事項）

①相談支援事業の運営等に関すること
②困難事例への対応方法に関すること
③地域の関係機関によるネットワークの構築協議
④地域の社会資源の開発及び改善に関すること
⑤障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の内容協議
⑥その他協議会の目的を達成するために必要と認められること

（構成員）２０団体、相談支援事業所、小樽市　（事務局：小樽市基幹相談支援センター）

情報共有
連携

小樽市障害者虐待防止・差別解消連携協議会

事務局：小樽市基幹相談支援センター

小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議

事務局：小樽市基幹相談支援センター

活動報告、地域課題等の整理、問題等提起

幹事会

（設置目的）障害者等へ相談支援を行う者等により、地域の情報を共有し、具体的な協議・検討を行う。

（検討事項）

①全体会へ提言する地域課題の整理
②各部会等で検討された課題・情報の共有と協議
③困難事例の検討、助言

（構成員）小樽市基幹相談支援センター、委託相談支援事業所７か所、こども発達支援センター、さくら学園、小樽市保健所

情報共有、連携

相談等経験交流コーナー

（設置目的）個別相談等から生じる課題や地域内で共通する困りごとの課題抽出や検討及び交通整理を行い、適宜幹事会への課題提起を行う。
相談等経験交流コーナーの下で相談支援をはじめとする障害福祉分野や関連機関との意見交換及び交流の機会とし、協議会の活性化を目的とする。

（運営）各専門部会の輪番制（基幹相談支援センター、小樽市と共働）

（構成員）小樽市基幹相談支援センター、委託相談支援事業所７か所、こども発達支援センター、さくら学園、小樽市保健所

地域生活サポート部会

（設置目的）

・障がいのある方の地域生活のサポートや在宅の福祉サービスの充実を図るため、様々な課題の検討や研鑽を図る。
・「障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるためのサポート体制」をテーマに意見交換、情報収集、検討を行う。

（今年度の活動案）

・重層的支援体制整備事業の関係者に参加していただき、部会内での学びの機会を設ける。
・地域移行や、障がい者の地域生活に必要なサポート体制の在り方や在宅生活の福祉サービス等の充実のため、医療機関や居宅等サービス機関との連携、情報共有や意見交換を交え協力関係を築く。
・日々の活動の中でアンテナを張り、情報を集約し、地域でのサポート体制に関して検討を重ねていく。

（構成員）保健所、やすらぎ、さぽーとひろば

就労支援部会

（設置目的）

・障がいのある方、就労支援に関わる事業所、教育機関、行政機関、企業、その他関係団体等と連携し、障がいのある方が障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮しながら安心して働く、働き続けることが出来る社会を実現することを目的とする。

（今年度の活動案）

・参集形式での開催
・関係機関との連携体制の構築
・就労に関する情報共有、地域課題の抽出等

（事務局）かるく、（あおば）

福祉いどばた部会

（設置目的）

・障がいのある方もない方も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた地域づくりを目指し、関係機関等との連携を図りながら、普及啓発活動の推進、市民理解の促進に努める。

（今年度の活動案）

・就労選択支援の開始を見据え、就労系社会資源の紹介をテーマとし、SNS等を活用して周知啓発や情報提供する。

（構成員）さぽーとひろば、
ぜにばこ、四ツ葉、オリーヴ

こども支援部会

（設置目的）

・障がいのある子どもや支援を要する子どもが地域において、その特性を踏まえた適切な療育を受けることができるよう、関係機関と連携しながら、障がいに応じた療育の支援体制の充実に努める。

（今年度の活動案）

・障がい児の支援体制整備に向けた協議、研修の実施
・学校との連携について（教育と福祉の連携）
・ペアレントメンター事業の推進

（構成員：事務局）こども発達支援センター、さくら学園、オリーヴ

（構成員）
通所支援事業所

ひきこもり・不登校対策支援検討G
↑
通所支援グループ
↓
医療的ケア児支援G